

インジウム・スズ酸化物取り扱い作業に従事する  
労働者に行う健康診断にかかる提言

櫻井 治彦

(労働安全衛生法に基づく特殊健康診断等に関する検討会 座長)

1. インジウム・スズ酸化物等取り扱い作業者に行う健康診断の基本的な考え方

インジウム・スズ酸化物（ITO）は、テレビ、パソコンに使用される液晶等の電極の原料等として使用されているが、液晶の製造工程等においてITOの粉じんを吸入した作業者が肺疾患を発症する可能性が指摘されているところである。

また、動物試験（ITO 研削粉の吸入によるがん原性試験）の結果（本年6月公表）において、低濃度の吸入ばく露により発がんを含む肺疾患を起こすことが確認された。

これらを踏まえ、肺を標的臓器とした健康障害を念頭に置き、ITOを製造し、又は取り扱う場所での作業（以下「ITO等取り扱い作業」という。）に常時従事する労働者の健康診断について、以下の通り提言する。

2. ITO等取り扱い作業に従事する労働者に行う健康診断の具体的取り扱いについて

(1) 健康診断の項目について

① 雇入れ時及び配置替え時の健康診断

事業者は、ITO等取り扱い作業に常時従事する労働者に対し、その雇入れの際又は当該業務への配置替えの際に、次の項目について、医師による健康診断を行うこと。

- 業務の経歴の調査
- 喫煙歴
- インジウム又はその化合物によらない呼吸器疾患の既往歴の有無の検査
- インジウム又はその化合物による咳、痰、息切れ等の自覚症状又は胸部聴診所見、チアノーゼ、ばち状指等の他覚症状の既往歴の有無の検査
- 咳、痰、息切れ等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査

- 胸部聴診所見、チアノーゼ、ばち状指等の呼吸器に係る他覚症状の有無の検査
- 血清インジウム濃度及び KL-6 の検査
- 胸部の特殊なエックス線撮影による検査

## ② 定期健康診断

### ア 一次健康診断

事業者は、ITO 等取り扱い作業に常時従事する労働者に対し、6月以内ごとに1回、定期的に、次の項目について、医師による健康診断を行うこと。

- 業務の経歴の調査
- 作業条件の簡易な調査
- 喫煙歴
- インジウム又はその化合物によらない呼吸器疾患の既往歴の有無の検査
- インジウム又はその化合物による咳、痰、息切れ等の自覚症状又は胸部聴診所見、チアノーゼ、ばち状指等の他覚症状の既往歴の有無の検査
- 咳、痰、息切れ等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- 胸部聴診所見、チアノーゼ、ばち状指等の呼吸器に係る他覚症状の有無の検査
- 血清インジウム濃度及び KL-6 の検査

### イ 二次健康診断

事業者は、一次健康診断の結果、医師が必要と認める者については、次の項目について、医師による健康診断を行うこと。

- 作業条件の調査
- 医師が必要と求める場合は、特殊なエックス線撮影による検査、呼吸機能検査（肺換気機能、肺拡散能）、喀痰の細胞診又は気管支鏡検査

## (2) 健康診断実施後の措置について

事業者は、健康診断の結果に基づき、医師の意見を聴取するとともに、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときは、必要な就業上の措置を講ずること。特に、血清中のインジウム濃度が 3 ng / ml 以上の場合、

そのほか軽度の異常の所見を認めた場合には、作業時間短縮を含めた必要な措置を講ずること。

(3) 配置転換後の労働者に対する健康診断について

事業者は、過去に ITO 等取り扱い作業に常時従事させたことのある労働者で現に使用している労働者に対し、上記(1)②に規定する健康診断項目について、医師による健康診断を行うこと。ただし、次に掲げる事項に留意すること。

- ① 作業条件の簡易な調査については不要であること
- ② 血清インジウム濃度及び KL-6 の検査の頻度については、医師が必要でないと認めた場合には、1年以内ごとに1回、又は3年以内ごとに1回とすることができること。

3. その他 ITO 等取り扱い作業に従事する労働者の健康管理について留意すべき事項

事業者は、ITO 等取り扱い作業に従事する労働者については、禁煙を指導すること。